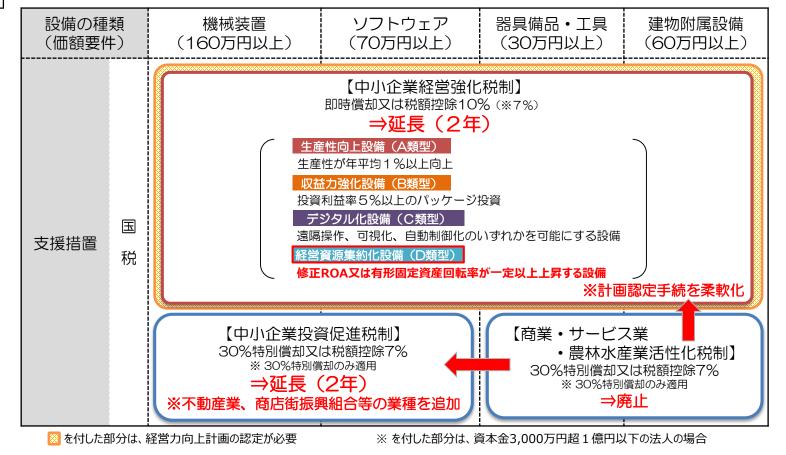
- 「中小企業経営強化税制」について、適用期限を2年間延長する。また、本税制の利便性を向上させるため、適用の前提となる計画認定手続を柔軟化する(例. 工業会の証明書の取得と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことにより、手続を迅速化)。
- 「中小企業投資促進税制」に「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」も取り込む形で (不動産業、商店街振興組合等を移管)制度を一本化した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限:令和4年度末まで】



(参考1)中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等
 経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資について、即時償却又は税額控除(10%)
 のいずれかの適用を認める措置。
 ※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
- <u>M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備(D類型)」を追加した上で、適用期</u>限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限:令和4年度末まで】

| 類型 | 生産性向上設備(A類型) | 収益力強化設備(B類型) | デジタル化設備 (C類型) |
|-----------|---|--|--|
| 要件 | 生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備 | 投資収益率が年平均 5 %以上の投資計画に係る設備 | 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを 可能にする設備 |
| 確認者 | 工業会等 | 経済産業局 | 経済産業局 |
| 対象設備 | ◆ 機械装置(160万円以上/10年以内) ◆ 測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆ 器具備品(30万円以上/6年以内) ◆ 建物附属設備(60万円以上/14年以内) ◆ ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内) | ◆ 機械装置 (160万円以上) ◆ 工具 (30万円以上) ◆ 器具備品 (30万円以上) ◆ 建物附属設備 (60万円以上) ◆ ソフトウェア (70万円以上) | ◆ 機械装置 (160万円以上) ◆ 工具 (30万円以上) ◆ 器具備品 (30万円以上) ◆ 建物附属設備 (60万円以上) ◆ ソフトウェア (70万円以上) |
| その他要 件 | 生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。) /国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等 | | |

経営資源集約化設備(D類型)

要件:修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒新たな類型として追加